

「国内スタートアップに対するアンケート調査業務」に係る一般競争入札(総合評価落札方式)に関する質問及び回答(Q&A)

最終更新日 : 2022年12月27日
独立行政法人情報処理推進機構

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
1	Ⅲ. 仕様書	p.15	3-2. 業務範囲	「①業務スケジュールの立案」とありますが、貴機構にて想定されているスケジュールはございますか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 本調査業務におけるアンケートの実施方法(ウェブアンケート、郵送アンケート等の方式のこと。)は任意であり、その具体的な方法は、一般競争入札(総合評価落札方式)において提案していただくこととしております。 ● 業務スケジュールは、提案していただくアンケートの実施方法により大きく異なる可能性があるため、仕様書には明記しておりません。また、同様の理由から、弊機構が想定する業務スケジュールもありません。 ● 「表1 業務範囲」に定める「①業務スケジュールの立案」業務においては、提案していただくアンケートの実施方法の下、本調査業務の完遂・品質向上の観点から、最適な業務スケジュールを立案していただきます。 	2022年12月23日
2	Ⅲ. 仕様書	p.16	3-2. 業務範囲	「②ロングリストの作成」では、調査対象者数の想定されている件数がありませんが、貴機構にて想定されている件数はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ● ロングリスト上の企業数(調査対象者数)については、弊機構が想定する件数はありません。 ● 有効回答数(100社以上)を得るために必要と思われる数の企業をロングリスト上に御用意ください。 	2022年12月23日
3	Ⅲ. 仕様書	p.17	3-3. 納入物件	納入物件のロングリストには記載項目が書かれておりますが、こちらは納品時にあればよい項目で、調査対象選定時(調査前)には不要と思ってよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕様書に記載しておりますとおり、「表1 業務範囲」に定める「②ロングリストの作成」業務の段階で、弊機構はロングリストを確認させていただきます。 ● 請負者は、当該確認を受けるに当たり、「表2 納入物件に対する要求事項」の「ロングリスト」欄に定める要求事項を満たすロングリストを作成して、弊機構に御提示ください。 ● 納入時には、「②ロングリストの作成」業務で作成したロングリストを納入してください。 	2022年12月23日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
4	Ⅲ. 仕様書	p.22	参考：米国調査におけるアンケート設問	米国調査についての調査結果は公表されていますでしょうか。もし公表されているようでしたら、拝見することは可能でしょうか。難しい場合は、発送数ならびに有効回答数だけでもわかると幸いです。	<ul style="list-style-type: none"> ● 米国調査の調査結果は公表していません。 ● 米国調査の有効回答数は300件です。 ● 米国調査の仕様等については、次のウェブページを御参照ください。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 入札公告「米国スタートアップに対するアンケート調査業務」に係る一般競争入札 https://www.ipa.go.jp/about/kobo/tender-20220121.html 	2022年12月23日
5	V. 評価項目一覧	p.40	1.4 アンケート調査票の作成・配付・回収・単純集計の方法	<p>アンケート実施協力企業に対するインセンティブ案として、以下の様な条件を協力者への依頼文面において提示可能でしょうか。</p> <p>A. 調査結果レポートの事前提供(調査資料の郵送)</p> <p>B. アンケート対象企業のIPA主催交流会開催対談に招待する。(もしくは実施を検討している。)</p> <p>C. IPA発行物に掲載(もしくは実施を検討している。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 【御質問のAに関する回答】 本調査業務の完了後、アンケート調査票の提出企業(有効回答に限ります。)のうち希望する企業に対して、弊機構が電子メールにより、本調査業務の納入物件である「調査報告書」を提供することはできます。 ● 【御質問のBに関する回答】 弊機構主催の交流会等は予定していません。 ● 【御質問のCに関する回答】 弊機構が本調査業務の納入物件等に基づき作成・公表するレポート(本調査業務の納入物件である「調査報告書」とは異なります。)において、付録として、アンケート調査票の提出企業(有効回答に限ります。)のうち同意のある企業を掲載することはできます。 ● 御質問のA及びCに関しては、上記の各回答に則ったものでしたら、依頼文面において提示可能です。 	2022年12月27日
6	V. 評価項目一覧	p.40	1.4 アンケート調査票の作成・配付・回収・単純集計の方法	アンケートのWebツールにつきまして、IPA様の既存インフラが利用可となることはありますでしょうか？ 既存インフラを使用することが可能な場合、IP Addressの情報等からどの企業様がアンケートのWebツールにアクセスがあったかを把握することは可能でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 弊機構の既存インフラは提供いたしかねます。 	2022年12月27日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
7	V. 評価項目一覧	p.40	1.4 アンケート調査票の作成・配付・回収・単純集計の方法	アンケート対象企業に対して、「案件受諾者が業務を行っているという事が表に出ないようにする必要がある。」といったルールはありますか。例えば上記原則に伴い、メールによる協力企業へのアンケート依頼の際、貴機構アカウント・メールアドレスをお借りした上でメールを送るといった事はございますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ● そのようなルールはありません。 ● 本調査業務において、弊機構が請負者に対して、弊機構のメールアドレスを提供することはありません。 	2022年12月27日